

市・県民税の申告

自分で書いてお早めに！
提出は郵送・電子申請で

市・県民税の申告期限は3月15日(金)です。会場の混雑緩和のため、各種申告はできる限り、郵送や電子申請による提出にご協力ください。

詳しくは、課税課 (☎47-8179) へ。



申告が必要となる主な人

- ・営業、農業、不動産などの所得があった人 (外交員業含む)
- ・給与所得がある人で、勤務先から市役所へ給与支払報告書が提出されていない人
- ・各種控除の申告を希望する人 (生命保険料控除、医療費控除、寄附金税額控除など)
- ・国民健康保険料や遺族年金・障害年金などの各種手続きのために申告が必要な人

※令和6年1月1日現在で住所を有する市町村へ申告してください

※所得税および復興特別所得税の確定申告書を提出する人は、市・県民税の申告は不要です

※確定申告書の提出義務のない人でも、市・県民税の申告が必要となる場合があります

郵送で提出する場合

申告書に必要な事項を記入し署名のうえ、源泉徴収票や控除証明書などの資料の写し、マイナンバーに係る本人確認書類の写しを同封して、下記へ郵送してください。



なお、受付印を押した控えの送付を希望する場合は、必要な切手を貼り、返送先を記入した返信用封筒と、申告書の写しを同封してください。

*郵送先/大垣市役所 課税課(〒503-8601 丸の内2-29)

インターネット(電子申請)でも受付

令和6年度分市・県民税の申告は、インターネット(電子申請)を利用して申告書の提出ができます。

【利用方法】

市HPの「市・県民税税額シミュレーションシステム」を利用し、画面の指示に従って源泉徴収票の数字などを入力して作成した申告書のデータを、電子申請サービスで送信してください。

詳しくは、市HPをご覧ください。



市HP

個人事業税の申告について

所得税および復興特別所得税の確定申告書や市・県民税の申告書を提出する人は、別途、個人事業税を申告する必要はありませんが、それぞれの申告書の「事業税に関する事項」欄を記入してください。

詳しくは、西濃県税事務所 (☎73-1111 内線251、252) へ。



消費生活相談だより

No.6

賃貸アパート退去時の
原状回復のトラブルに注意

▶事例

家賃6万5千円で2年間住んだ築30年のアパートを退去した。管理会社から、壁クロス張り替え代、床工事費、ハウスクリーニング代、エアコン洗浄費など約17万円の原状回復費用を請求され、家賃の日割り返金分と敷金との差額約5万円を支払うように言われた。ハウスクリーニング代とエアコン洗浄費は契約書に記載があるので支払うが、壁や床は汚していないし、壁のクロスは入居時につぎはぎだらけだったから、支払いたくない。(当事者：学生)

▶アドバイス

- ・賃貸住宅を退去する際の原状回復について、年月の経過による変化や普通に使用して付いた傷などの修繕費用は、借主が負担する必要はないとされています。納得できない費用を請求された場合は、国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」を参考に、貸主側に説明を求め、話し合いましょう。
- ・退去時だけでなく入居時も、貸主と一緒に部屋の状態を確認し、確認内容をメモしたり、傷や汚れの写真を撮ったりして記録に残しましょう。
- ・契約する際は、契約内容や特約などをよく確認しましょう。
- ・困ったときは、消費生活相談窓口 (☎75-3371) へ相談してください。

あなたの暮らしに「プラス」!

自治会活動に参加しませんか

市内には、約500の自治会があります。自治会は、私たちの日常生活の中で最も身近で地域に根ざした大切な組織です。あなたの参加が地域をかがやかせ、まちに活力を与えます。自治会活動に、ぜひご参加ください。詳しくは、まちづくり推進課 (☎47-8587) へ。

<自治会ってどんな組織?>

地域に住む皆さんが、互いに話し合い、支え合い、交流しながら、住み良いまちづくりのために活動を実践する組織が自治会です。



<どんな活動をしているの?>

- 1 災害に強いまちづくり
防災訓練、地域内の危険個所の確認、防災用品・非常食の備蓄など
- 2 犯罪のないまちづくり
空き巣やひったくりといった犯罪を防ぐ防犯パトロールなど
- 3 明るくきれいなまちづくり
地域の清掃・草取り・植栽、ごみの減量・リサイクル活動など
- 4 思いやりのあるまちづくり
児童・高齢者・障がい者の見守り活動、敬老会活動、各種募金など
- 5 ふれあいのあるまちづくり
夏祭りや運動会などでの親睦交流など
- 6 市や地域からのお知らせ
「広報おおがき」の配布や自治会からのお知らせといった生活に必要な情報の回覧・掲示など

